規定による改正前の法人税法（次号において「平成22年旧法」という。）第81条の９（第３項を除く。）（連結欠損金の繰越し）」を「、同条第１項中「若しくは同条第５項各号」を「に該当することとなつた連結事業年度並びに同条第５項第１号から第３号まで、第５号又は第６号」に、「又は平成22年改正法附則第26条第７項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年旧法第81条の９第２項第３号に掲げる場合若しくは同条第４項各号に規定する場合に該当することとなつた連結事業年度」を「及び同項第４号に規定する適用連結事業年度」に改め、同条第七号⑵を次のように改める。

⑵　最初の連結親法人事業年度以外の調整連結事業年度にあつては、「減　算　額（別表七の二付表二「18の計」）⑽」の欄は、「減　算　額（別表七の二付表二「18の計」＋各連結法人の別表七の二付表三「30」の合計）⑽」として記載すること。

別表七の二付表一の表中「控除前連結所得金額（別表四の二「49の①」）」を「控除前連結所得金額（別表四の二「47の①」）」に、

「

控除未済連結欠損金個別帰属額	特定連結欠損金個別帰属額の計算				
	(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額	調整前当期控除額	各連結法人の調整前当期控除額の合計額	特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額	特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額
（前期の⑳又は㉘）又は別表七の二付表二「21」	（前期の⑭）又は別表七の二付表二「21の内書」	（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「49の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）	（各連結法人の⑾の合計額）	(5)×⑾／⑿	⑽－⑬

」を

「

控除未済連結欠損金個別帰属額	特定連結欠損金個別帰属額の計算				
	(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額	調整前当期控除額	各連結法人の調整前当期控除額の合計額	特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額	特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額
（前期の⑳又は㉘）又は別表七の二付表二「20」	（前期の⑭）又は別表七の二付表二「20の内書」	（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「47の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）	（各連結法人の⑾の合計額）	(5)×⑾／⑿	⑽－⑬

」に、

「

連結欠損金額（別表四の二「52の①」）
個別欠損金額（別表四の二付表「52の①」）

」を

「

連結欠損金額（別表四の二「56の①」）
個別欠損金額（別表四の二付表「56の①」）

」に改め、同表の記載要領第１号中「同条第６項」を「法第81条の９第６項」に改め、同第11号を次のように改める。